

令和8年度

手賀沼農地防災事業

都部新田揚水機場調査測量業務(地質調査その2)

特 別 仕 様 書

(当 初)

関東農政局
手賀沼農地防災事業所

第 1 章 総則
(適用範囲)
第 1 - 1 条

(目的)
第 1 - 2 条

(場所)
第 1 - 3 条

(一般事項)
第 1 - 4 条

(管理技術者)
第 1 - 5 条

(配置技術者の確認)
第 1 - 6 条

手賀沼農地防災事業都部新田揚水機場調査測量業務（地質調査その 2）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

本業務は、手賀沼農地防災事業の工事実施に利用するため、都部新田揚水機場の地質調査を行うものである。

業務位置は、千葉県我孫子市都部新田地先他で、別添業務位置図に示すとおりである。

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) ボーリング及び土質等の調査位置は、別添図面のとおりである。

なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。

(2) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第 1 - 15 条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

1 管理技術者は、共通仕様書第 1 - 6 条第 3 項によるものとし、業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設—土質及び基礎 応用理学—地質
	建設	土質及び基礎
	応用理学	地質
博士	理学又は工学	
シビルコンサルティン グマネージャー	地質	—
	土質及び基礎	—

2 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

共通仕様書第 1 - 10 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1 - 11 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(業務写真における 黒板情報の電子化) 第2-3条	(4) 標準貫入試験 標準貫入試験は、各ボーリング孔において地表1m地点より1m毎に実施するものとする。 なお、試験方法は、共通仕様書第5-3条に基づくものとする。 (5) 土質試験 採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り共通仕様書第11-1条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。 (6) ボーリング成果 ボーリング成果は、共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。 なお、検定の申込にあたり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。 (7) 調査時期 調査No.1及びNo.2については、令和8年11月以降でなければ実施できない。なお、No.3からNo.10までの調査時期及び詳細な位置については監督職員と調整するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品
--	---

第 3 章
貸与資料
(貸与資料)
第 3 - 1 条

(貸与資料の取扱い)
第 3 - 2 条

第 4 章
打合せ
(打合せ)
第 4 - 1 条

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分類	貸 与 資 料	数量
業務報告書	令和4年度 手賀沼農地防災事業 都部新田揚水機場送水路他実施設計業務	1 式

第 3 - 1 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。

(2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。

1 共通仕様書第 1 - 9 条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 現地作業着手の段階

第 2 回 中間打合せ

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第 1 - 11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

2 打合せ方法及び場所

方法 対面による打合せ

場所 関東農政局手賀沼農地防災事業所

第5章 成果物等 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(成果品の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は以下のとおりとする。 千葉県印西市木下東2-4-1 関東農政局手賀沼農地防災事業所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-1条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 現地の状況により仮設が必要となった場合。 (6) その他重要な変更が生じた場合。
(業務スライドの試行) 第6-2条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index256.pdf」)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	(5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。 ただし、発注者が (2) 、 (6) の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
--	--

【調査数量表】

別紙1

令和8年度 手賀沼農地防災事業 都部新田揚水機場調査測量業務(地質調査その2)

＜地質調査業務＞

作 業 項 目	規格	単位	数量	調査地点									
				No.1 樋門	No.2 仮締切	No.3 揚水機場 建屋①	No.4 揚水機場 建屋②	No.5 揚水機場 建屋③	No.6 揚水機場 建屋④	No.7 揚水機場 吸込水槽	No.8 送水路 発進立坑	No.9 送水路 到達立坑	No.10 吐水槽
1. 準備及び跡片付け		式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2. 仮設工	平坦地足場	箇所	9	1	－	1	1	1	1	1	1	1	1
	水上足場	箇所	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
	調査孔閉塞	箇所	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3. 運搬費	小運搬	箇所	2	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1
4. 搬入路伐採		箇所	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5. ボーリング調査													
1) 土質ボーリング φ66mm(ノンコア)	粘性土	m	45.7	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	1.3	1.3	5.3
	砂質土	m	218.6	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	14.2	14.2	15.2
	計	m	264.3	30.4	30.4	30.4	30.4	30.4	30.4	30.4	15.5	15.5	20.5
6. サウンディング及び原位置試験													
1) 標準貫入試験	粘性土	回	42	5	5	5	5	5	5	5	1	1	5
	砂質土	回	218	25	25	25	25	25	25	25	14	14	15
	計	回	260	30	30	30	30	30	30	30	15	15	20
2) 孔内水平載荷試験	普通載荷	回	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3) 現場透水試験	オーガー法	回	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7. 室内土質試験													
1) 土粒子の密度試験		試料	18	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2
2) 含水比試験		試料	18	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2
3) 粒度試験(沈降分析(ふるい分析含))		試料	18	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2
4) 液性限界試験		試料	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
5) 塑性限界試験		試料	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
6) 湿潤密度試験		試料	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7) 圧密試験		試料	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8) 三軸圧縮試験(UU試験)		試料	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8. 資料整理取りまとめ		本	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9. 断面図作成		本	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

＜解析業務＞

作 業 項 目	規格	単位	数量	調査地点									
				No.1 樋門	No.2 仮締切	No.3 揚水機場 建屋①	No.4 揚水機場 建屋②	No.5 揚水機場 建屋③	No.6 揚水機場 建屋④	No.7 揚水機場 吸込水槽	No.8 送水路 発進立坑	No.9 送水路 到達立坑	No.10 吐水槽
1. 既存資料の収集・現地調査		本	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2. 資料整理取りまとめ		本	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3. 断面図等の作成		本	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4. 総合解析取りまとめ	試験種目4～5種目	本	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※φ66mmのボーリングは柱状図作成のために行うため、過年度業務及び千葉インフォから得られた近傍の柱状図を基に算出した。

※ボーリング調査は、各調査地点とも水源に近い場所(20m未満)で行うことを想定しているため、給水費は計上しない。

※ボーリング用資機材は、No.1、No.2及びNo.10を除き、2tトラック(2.9t吊り)で各調査地点まで直接搬入できるものと想定し、現場内小運搬は計上しない。No.1と及びNo.2の調査位置への進入は兼ねるものとする。調査の順番は、No.2の調査後にNo.1の調査を行うことを想定している。

※総合解析とりまとめにおける試験種目数は、標準貫入試験、孔内水平載荷試験、現場透水試験、物理的性質試験、力学的性質試験の5種とする。